

介護サービス事業者等指定申請・更新申請に
手数料が必要となります。

介護保険法に基づくサービス事業所・施設について、受益者負担の適正化の観点から、指定及び指定更新関係事務に要する手数料を次のとおり徴収することとなりました。

○手数料の額

サービス種類	指定申請	更新申請
居宅サービス	15,000円	9,000円
介護予防サービス	15,000円	9,000円
居宅介護支援	15,000円	9,000円
介護予防支援	15,000円	9,000円
地域密着型サービス	15,000円	9,000円
地域密着型介護予防サービス	15,000円	9,000円
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）	15,000円	9,000円

※同一事業所において、居宅サービスと介護予防サービスといった同種のサービスを同時に指定申請又は更新申請した場合は、介護予防サービス（または総合事業）に係る手数料は徴収しません。

（例：通所介護と総合事業を同時に指定申請した場合、15,000円）

ただし、居宅介護支援と介護予防支援の同時指定申請の場合は、それぞれ15,000円が必要です。

○施行時期

平成19年10月1日以降の申請分から適用

※総合事業については、平成31年4月1日以降の申請分から適用

※介護予防支援については、令和6年4月1日以降の申請分から適用

○手数料の納付方法

申請の際に交付される納付書で、直接納付してください。

○納付場所

佐賀銀行本店・支店、収納代理金融機関